

平成28年9月20日
(令和7年2月4日修正)

水道管工事入札参加者の皆様へ

水道管工事に求める配水管技能者の登録について

現在、四日市市上下水道局が発注する耐震継手管工事の入札参加条件として、(公社)日本水道協会の配水管技能者名簿に「耐震継手」で登録されている者(以下「耐震継手技能者」という。)の配置を義務付けており、「その他技術者」に「耐震継手技能者」を求める場合は、入札書に添付または同封する書類として「耐震継手技能者であることを証する書類」の提出を求めています。

このたび、入札参加者の事務負担軽減のため、「耐震継手技能者」の届出制度を設けることといたしました。

つきましては、水道管工事入札参加者におかれましては、下記のとおり届出をしていただきますようお願いいたします。

記

- | | |
|------------|--|
| 1. 届出先 | 〒510-0076 四日市市堀木一丁目3-18
四日市市上下水道局総務課(2階) TEL 059-354-8352 |
| 2. 届出方法 | 郵送・持参どちらでもかまいません。 |
| 3. 届出期間 | 随時 |
| 4. 届出書類 | 耐震継手技能者届出書(四日市市上下水道局)
配水管技能者登録証の写し
3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる書類
(本市技術者名簿に登録されている場合は不要です。) |
| 5. 届出書有効期間 | 受付日から配水管技能者登録証の有効期限まで |
| 6. その他 | 入札前日までに届出が受理された「耐震継手技能者」については、入札書に同封する書類として「耐震継手技能者であることを証する書類」の提出を省略できます。(届出をしない場合は、入札書に同封する書類として「耐震継手技能者であることを証する書類」の提出を求めます。) |

※平成28年10月4日公告分より適用

※給水装置工事主任技術者の資格は、これまでどおり四日市市技術者名簿で確認を行います。

令和 年 月 日

四日市市上下水道事業管理者

住所
商号又は名称
代表者名

耐震継手技能者届出書（四日市市上下水道局）

ふりがな 氏 名	生年月日	種 別	取 得 日	有効期限	更 新	退 職
		耐震継手			☐	☐
		大口径				
		耐震継手			☐	☐
		大口径				
		耐震継手			☐	☐
		大口径				

※種別は、該当するものに○をつけてください。
※技能者資格を更新した場合は、更新欄□にチェックし、新しい有効期限をご記入のうえ改めて届出書の提出をお願いします。
※資格の追加があった場合は、追加分のみ届出書の提出をお願いします。
※技能者の退職があった場合は、退職欄□にチェックし、届出書の提出をお願いします。

〔添付書類〕
配水管技能者登録証の写し
3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる書類（本市技術者名簿に登録されている場合は不要です。）

事務処理欄

受付	入力	確認

別紙 水道管工事に求める技能者の届出先について

資 格	配水用ポリエチレン管配管技能者	耐震継手技能者	給水装置工事配管技能者	(参考) 給水装置工事主任技術者
登録名簿	上下水道局 配水用ポリエチレン管配水管技能者名簿	上下水道局 配水管技能者名簿	上下水道局 給水装置工事配管技能者名簿	四日市市技術者名簿
登録申請先	四日市市上下水道局 総務課 (連絡先) 0 5 9－3 5 4－8 3 5 2	四日市市上下水道局 総務課 (連絡先) 0 5 9－3 5 4－8 3 5 2	四日市市上下水道局 総務課 (連絡先) 0 5 9－3 5 4－8 3 5 2	四日市市役所 調達契約課 (連絡先) 0 5 9－3 5 4－8 1 2 5
資格の更新	資格更新はなし	有効期限5年	資格更新はなし	資格の更新はなし
申請書類	・配水用ポリエチレン管配管技能者届出書 ・配水管ポリエチレン管配水管技能者の資格を証する書類の写し（特記事項のとおり） ・3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる書類（本市技術者名簿に登録されている場合は不要。）	・耐震継手技能者届出書 ・配水管技能者登録証の写し ・3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる書類（本市技術者名簿に登録されている場合は不要。）	・給水装置工事配管技能者届出書 ・給水装置工事配管技能者の資格を証する書類の写し（特記事項のとおり） ・3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる書類（本市技術者名簿に登録されている場合は不要。）	・四日市市入札参加資格審査確認申請書 個別申請書類変更届 ・技術職員等名簿（建設工事中用） ・給水装置工事主任技術者免状の写し ・3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる書類（本市技術者名簿に登録されている場合は不要。）
特記事項	1) 配水用ポリエチレンパイプシステム協会加盟メーカーの配管施工講習会修了証 2) 配水用ポリエチレンパイプシステム協会（POLITEC）の配管施工講習会の受講証 3) 旧団体（「水道用ポリエチレンパイプシステム研究会」「配水用ポリエチレン管協会」）の施工講習会の受講修了証	有効期限切れについては、各業者で管理いただき、更新時には速やかに上下水道局総務課に届出書を提出いただきますようお願いいたします。	1) 職業能力開発促進法に基づく2級配管技能士以上の資格を証する書類 2) (公財) 給水工事技術振興財団による技能者講習を修了または、同財団の給水装置工事配管技能検定会に合格したことを証する書類 3) 上記財団による講習と同等以上の講習課程を経て、同財団より認定交付されたことを証する書類 4) 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了したことを証する書類	・四日市市技術者名簿は市内本店業者のみ登録することができます。 ・<u>四日市市技術者名簿は4年に1度、更新を行っています。名簿更新の際は、登録漏れにご注意ください。</u> ・建設業法上の主任技術者は、免状の交付後、管工事に関して1年以上の実務経験が必要です。